

飯南町訪問看護ステーション

○訪問看護サービスの目的

事業者は、介護保険法令及びこの契約に従い、利用者に対し、主治医の指示のもとに訪問し、要介護状態であっても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに安定した療養生活を保障され、心身機能の維持回復、生活の質の向上を図ることを目的とする。

○運営方針

ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

- 2 事業の実施にあたっては、関係町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

○訪問看護サービスの内容

事業者は、訪問看護サービスとして、訪問看護師が利用者の居宅に訪問して以下のサービスを提供します。

(1) 療養上の世話

看護ケアの基本は療養上の世話であり、本来自分でできる日常生活動作が老化や障害、病気のために人の手を借りなければならなくなった利用者に対し、医療の視点を持ちながら専門的技術を持って、気持ちよく暮らすことができるようお世話をします。

(2) 医師の指示のもとに行う診療の補助

医師の指示に基づいて、適切な手順にそって医療処置を実施し、その結果を医師に報告します。具体的な内容は、褥瘡の処置・創傷処置・膀胱洗浄・導尿・経管栄養の管理・点滴の管理・在宅酸素療法の管理・中心静脈栄養の管理・呼吸器管理に伴う処置・CAPD管理・人工肛門管理・浣腸・排便・疼痛管理・医療機器導入時の看護・検査補助等を行います。

(3) リハビリテーション

理学療法士や作業療法士と連携し、リハビリテーションを行います。生活援助そのものを残存能力の活用という視点からリハビリテーションに結び付けて行います。

(4) 家族支援

利用者だけでなく家族への支援も行います。介護負担を軽減するための方法を講じ、利用者と家族が共に幸せと思える生活支援に努めます。

(5) 精神的支援

利用者やその家族の精神的な支援を行います。必要があれば専門的な支援につなげていきます。

(6) 社会生活拡大の支援

障害や病気のために閉じこもり傾向にある利用者に対し、社会性の拡大に向けて問題になることを予測し解決策を検討しながら援助します。

(7) 他のサービスとの連携、調整

事業者は、利用者に訪問看護サービスを提供するにあたり、居宅支援事業所及び病院や保健福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

○虐待防止について

利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき。虐待の禁止及び予防及び早期発見を徹底するために必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者

(2) 青年後見制度の利用を支援します

(3) 苦情解決体制を整備しています

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発し、普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に当事業所従業員または擁護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる事象を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

○身体拘束等の原則禁止

事業所は、利用者の尊厳と主体性を尊厳し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束しない支援・看護の実践に努めます。

事業者は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その状態及び機関について説明し同意を得たうえで行います。

○非常災害対策

事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。

事業者は従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

○相談及び苦情対応

事業者は、利用者からの相談及び苦情処理に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービスに関する利用者の要望及び苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

○サービス担当窓口及び苦情相談窓口

◎飯南町訪問看護ステーション

担当：管理者 内田 亜紀（看護師）

電話：０８５４－７２－１７８１

＊ご不明な点は何でもおたずねください。

◎雲南広域連合 介護保険課

電話：０８５４－４５－５８０３（土日、祝日を除く）

◎島根県国民健康保険団体連合会 介護保険係(苦情相談窓口)

電話：０８５２－２１－２８１１（土日、祝日を除く）